

# 東京通関士部会友の会規約

平成13年 8月10日制定  
平成14年 1月24日公布  
平成19年11月30日改正

## 総 則

- 第1条(名称) 本会は、「東京通関士部会友の会」と称す。  
第2条(目的) 本会は、会員相互の親睦を深めることを目的とする。  
第3条(会員) 本会の会員は、東京通関業会通関士部会の部会長、副部会長、役員、業会事務局員並びにこれらを経験した者、及び入会を希望する者のうち当会の役員会で認められた者で構成する。

## 事 業

- 第4条 本会は会の目的を達成するため、総会、役員会、懇親会等を開催する。事業年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

## 役 員

- 第5条 会長1名、副会長2名、会計1名、会計監査2名及び幹事若干名とする。役員任期は2年とし、再任を妨げないものとする。選任は会員の推薦とする。

## 会 費

- 第6条 年会費は1,000円とし、その他事業開催時には参加費を都度参加者から徴収するものとする。年会費については、会員相互の連絡等の費用に充てるものとする。

## 総 会

- 第7条 会長は毎年1回定時総会を招集し、次の事項を附議する。  
1. 前年度の事業報告  
2. 前年度の決算報告  
3. その他重要事項  
総会は9月1日から3ヶ月以内で開催し、日時、場所及び議案は当日の2週間前までに会員に通知するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合にはこれを短縮することができる。

## 入 会

第8条 入会を希望する者は別添申込様式に記入の上、年会費1,000円を添えて会長宛に申込みものとする。

## 退 会

第9条 退会を希望する者は別添の退会届様式により会長宛に届けるものとする。

## 事 務 局

第10条 事務局は東京通関業会内に置き、事業開催通知、会費の徴収等の当会の運営に必要な事務を行うものとする。

## 雑 則

1. 規約の改正は役員会の合議により行うものとする。
2. 会員名簿を作成し、会員の所在を把握するものとする。
3. 会員連絡網を班毎に編成し、相互の連絡を密にするものとする。

## 附 則

1. 規約第6条及び第8条は平成19年12月1日から適用する。